

令和6年7月受付分公表

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
1	祇園祭の喫煙スペースについて	<p>普段から松阪市の為にご尽力いただきありがとうございます。</p> <p>先日開催されました祇園祭の喫煙スペースですが、子供も沢山いる人通りが多い場所に何の壁もなく設置されており、副流煙が真ん中の道の方にまで流れてきてとても煙たかったです。</p> <p>喫煙場所が指定されてるだけで、とても分煙とは言えない状況でした。せめて通路側との間に壁を作る、タバコ会社のスポンサーが付いてのなら、換気の機械の設置を義務付ける、喫煙スペースを通行止めエリアの端に設置する等の配慮ををしていただけたら良かったと思います。</p> <p>来年度からご検討いただけたら幸いです。</p>	<p>今年の松阪祇園まつりにも、多くの方にご来場いただきました。まつり会場となりました中心市街地では、みなさまにご協力いただき、交通規制を行うとともに会場内に喫煙スペースを設けた上で規制区域内での喫煙をご遠慮いただいております。</p> <p>今回喫煙スペースでの分煙が徹底できていないのご意見でございますので、いただきましたご意見を主催者である松阪市観光協会と共有するとともに、今後のまつり等イベントにおいて喫煙スペースを設置する際には、設置者に対し対策の徹底を指導してまいります。</p>	<p>観光交流課 電話:53-4406</p>

令和6年7月受付分公表

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
2	下水道流れない	<p>道路脇の排水用の川？が、以前、下水工事後少しの雨ですぐ溢れるようになっており、最近では、道路下に潜り込む排水路部分に何かゴミが詰まっているのか、昨日のようなほんの少しの雨でも、道路と川の水面が同じくらいの水位に上がり、少しでもまとまった雨量が降ると、川から水が溢れ出て道路と川との境目が分からなくなり、近隣の子供たちや高齢者が落ちたりしそうなくらい、非常に危険な状態が続いております。</p> <p>先日、市に連絡して見に来られてましたが、よく分からないという返答で、市には分かる人間はいないということでした。後ほど、上流で何か流量制限するような処置をしたから、様子見て下さいと連絡ありましたが、その後も少しの雨で昨日も溢れてました。</p> <p>この場所から10メートルも行かない、上流では水位はさほどでなく、この部位で何か排水を妨げるモノが詰まっているのか、もしくは下水道への排水路の設計が不十分なのかは明白です。</p> <p>何も対処されないまま、ずっと放置されていますので直ちに対応よろしく願いいたします。</p>	<p>ご指摘いただいております道路脇の水路から水が溢れ出た原因については、口径30cmの排水管内に木材(10cm角・長さ70cm)が入り込み、雨水が流れる断面を阻害していたことと、上流部のゲートが開いていたことが原因と考えられます。</p> <p>断面を阻害していた木材を除去したこととゲートを全閉したことにより、以前と同程度の水位まで低下をしました。</p> <p>水路の水位が高い状況では排水管内の状況が把握できず、解決までに時間を要することとなり、不安とご心配をおかけし大変申し訳ございませんでした。</p> <p>今後、台風等が発生しやすい時期となり、当該地域周辺の巡視も継続的に実施してまいりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。</p>	<p>下水道建設課 電話:53-4462</p>

令和6年7月受付分公表

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
3	広報とお昼の正午メロディがうるさい	<p>広報はメールにしてください。</p> <p>スピーカーを使わないようにしてください。</p> <p>Jアラート、毎月10日前後市長の交通注意だけでお願いします。</p>	<p>防災行政無線による放送については、松阪市防災行政無線運用要綱に基づき、非常時及び緊急時における各種のサイレン通報・放送のほか、庁内各関係部署、警察、消防等関係機関からの要請により、広範囲の市民に対して伝達すべき重要な行政情報を放送しております。</p> <p>放送内容や放送頻度につきましては、しっかりと精査の上判断するとともに、市民生活に必要な情報が確実に伝えられるよう、今後も防災行政無線の適切な運用管理に心掛けて参ります。</p> <p>また、正午のチャイム放送については、時間をお知らせする意味と防災行政無線設備が正常に作動することを確認するための点検を兼ねて実施しております。市民の皆さまの安全・安心確保のため、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>	<p>広報広聴課 電話:53-4311</p>

令和6年7月受付分公表

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
4	保育園の水遊びの中止基準について	<p>熱中症対策として、市内の保育園、幼稚園などでのプールの実施の基準が、「県内のいずれかで熱中症警戒アラートが出た場合」は厳しすぎるのではないか。</p> <p>現に、今まで熱中症警戒アラートが出ているが、松阪市の隣の津市の観測ではWBGTが33を超えた日は5日もなく、津市の保育園では現時点でアラートによるプールの中止はない状況。</p> <p>WBGTの参考を中勢地区のみの対象にするなど、検討して頂きたい。</p>	<p>ご意見をいただきました、熱中症対策に係る市内保育園、幼稚園などでのプールの実施基準につきまして、こども未来課では、令和6年7月11日付けで、こどもの命を守ることを第一に考え、「園における熱中症事故防止に向けた対応について(通知)」を通知させていただきましたが、連日熱中症警戒アラートが発表される中プール・水遊びができない状況が続いており、こどもたちは夏ならではのあそびができず園の運営のことで保護者の皆様にはご心配をおかけしています。</p> <p>このような状況を踏まえて、7月11日に通知させていただいた内容を一部見直しの上、7月26日に各園を通じて保護者さまに通知させていただきました。</p> <p>見直しさせていただいた内容は次のとおりで、「園でのプール活動・水遊びについての対応」を活動の目安とは分けて記載させていただきました。</p> <p>①アラートが出ていない場合の対応を追加しました。</p> <p>②熱中症警戒アラートが発表された場合は「中止」としていたものを「原則中止」としたうえで、実施する場合の基準として、「当日の活動場所の暑さ指数が指数計により31未満の場合は園の責任により実施できる」とさせていただきます。</p> <p>③園で工夫できることとして、「園でのプール・水遊びの活動時間の短縮」、「日陰等の場所を考慮したプール・水遊びの実施」、「プール・水遊びの実施時期の検討」等の記述を追加しました。</p>	<p>こども未来課 電話:53-4084</p>

令和6年7月受付分公表

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
5	令和6年度 長期休み限定学童クラブ(松阪さんまくらぶ)の件	<p>上記の事業(川井町)にてお世話になっています。お弁当の件で要望を出させていただきます。</p> <p>栄養面を考慮いただいているのかと存じますが、子供なので雑穀ごはんが食べにくく、写真で見ていただくとわかるようにおかずも子供が好きではないような物、そしてチラシに比べ量が少なすぎると思いました。</p> <p>仕事で忙しくしているので、子を預かってもらい、お弁当を頼ませていただくことはとてもありがたいと思っています。</p> <p>ですが食べられなくては意味がないと思います。金額を少し足してでもいいのでいくつか種類を(金額別でも)選べるような形をとっていただくなど、子供たちの為に考慮をお願いしたいと思い、要望として連絡差し上げました。</p> <p>自分で作って持たせることもできますが、保育が体育館であるうえ、お弁当を預かって冷やしてもらったりすることはされていないと説明を受けたので暑い今の時期は家から持たせるのは少し怖いです。それらをご考慮いただき、なるべく早く対応していただけるととてもありがたいです。</p> <p>暑い中見守ってくださるシルバー人材センターの方々には大変感謝しております。</p>	<p>お弁当のメニューにつきましては、昨年度、山室山小学校で実施した「松阪さんまくらぶ」での保護者様の意見を参考に委託先の公益社団法人松阪市シルバー人材センターに提供業者及びメニュー内容の選定などは一任しております。</p> <p>なお、今回のご希望及び利用者様の声を元に、お弁当のご飯の種類を雑穀米から白米に変更するリクエストを提供業者に依頼中です。</p> <p>また、全員を対象にしたお弁当の選択制を設けることについては委託先にリクエストしておりますが、難しい状況との事です。</p> <p>お弁当のお好みやご希望は個々に異なる事から万全を期することは難しい面もございますが、より一層の改善に努めてまいります。</p> <p>松阪市の放課後児童健全育成事業として、子どもたちの体調管理や成長を最優先に考え、安全で安心した居場所を提供できるようにこれからも日々尽力していきます。</p>	生涯学習課 電話:53-4401

令和6年7月受付分公表

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
6	屋外作業をする職員と委託先のパート、アルバイトを含む作業員に空調服の支給を公費で	<p>いつも何かとお疲れ様です。 竹上市長様 松阪市として熱中症防止の広報や、エアコンが利いた場所の提供、ありがとうございます。 私はゴミ収集の作業員が照り付ける猛暑の中黙々とゴミを集めてる姿に感謝の気持ちでいっぱいです。勿論ゴミ収集だけではありません。職員や委託先の作業員のおかげで、毎日過ごせるのです。しかし、この酷暑続きの毎日、他自治体では熱中症で救急搬送される作業員がいるとのこと。空調服というファンが回る作業服の利用が少しずつ広がっているようです。少し価格が高いので、なかなか一気に広がりません。 松阪市の職員と委託先の作業員の分を松阪市が負担して購入し支給していただけないでしょうか。私の息子は造船所で清掃の仕事に就いています。最近軽い熱中症気味で、元気がありません。早朝7時から屋外作業をしますので、熱中症になりかけだと思い、親として様子見して気を付けております。</p>	<p>この度は職員等の体調をご心配いただき誠にありがとうございます。 ごみ収集作業等の屋外作業を行う市職員に対して、これまでは、熱中症警戒アラート等を活用し、暑くなる前に周知活動にて個人の注意意識向上を行い、職員の希望により、冷却スプレーや冷えピタシートなどを支給しています。上記に加え、昨年度から、新たな熱中症対策への取り組みとして、共用の空調服10着を試験導入し、希望職員に貸し出しております。 使用した職員からは、車の乗降時に空調服のファン部分が座席に当たり使い勝手が良くないこと、移動中は車のエアコンが効いていることもあり、積極的な使用には至っていないなどの課題があり、あまり普及していない現状があります。ごみ収集業務の委託先(パート・アルバイト含む)については、空調服の使用は一任しております。委託先作業員への空調服の公費支給は現在予定しておりませんが、今後委託先作業員の熱中症対策についても引き続き周知を図っていきます。 また、ごみ収集作業以外の委託先職員(パート・アルバイト含む)については、全て屋内作業のため、屋根付きの建屋でスポットクーラーを使用、夏季は休憩時間の延長、空調の効いた休憩室を完備して熱中症対策を行っています。</p>	<p>清掃事業課 電話:53-4470</p>

令和6年7月受付分公表

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
7	市町史編纂に関する原資料の件	<p>さて、標記の件ですが、小生が知るものとして松阪市史の資史料は社会福社会館の地下倉庫（耐火対応なし）三雲町史の資史料は、松浦武四郎記念館（耐火対応あり）で他の町史についてはどこに保管されているのかおしえて下さい。小生、歴史に興味関心があり、特に近世の文化思想を勉強しております</p> <p>尚、松阪市史、三雲町史、うれしの史は在庫があるかと思えます その対応方はどうされるのでしょうか 「広報松阪」時々記事がありますが、負の遺産であります</p> <p>行政にたずわる職員は過去の市・町の歴史を知ることが重要では 次長級以上の職員又市会議員の方はおもちでしょうか 松阪市史の保管は本庁倉庫以外に保管の状況ではないでしょうか 思い切った対策をとる時期ではないかおもいます</p>	<p>・嬉野史 旧嬉野町議会棟に保管されています。この議会棟は今年度中に取り壊し予定で、資料は「中郷公民館(旧中郷小学校)」に移す予定です。</p> <p>・飯南町史 編纂につきましては、飯南町民や関係者等から資料を借用(編纂後返却)、または執筆を依頼して寄稿いただいたものを基に編纂されたものもあるようです。そのようなことから、一部写真資料などを除き、編纂に用いた資料は、ほぼ手元に残っておりません。</p> <p>・飯高町郷土誌(販売終了) 編纂にあたり使用された資料につきましては、編纂後返却されるなどし、ほとんど手元には残っておりません。</p> <p>ご承知の通り、市史あるいは町史については、平成17年の市町合併による新市発足以前に、当該各市町がそれぞれを作成し、飯高町史以外の市町史は引き続いて販売しているところです。価値の高い史料集として、その価値を受け継ぎながら、引き続きホームページ、広報まつさか等を活用し、世代を超えて知らしめていきたいと考えているところです。ご理解の程よろしくお願いたします。</p>	<p>総務課 電話:53-4321</p>

令和6年7月受付分公表

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
8	松阪市内の熱中症対策としての“グリーンシェルター”は！	<p>標記の件ですが、年々気温が上昇し、線状降水帯なる大雨となっております</p> <p>標記の件ですが、松阪市内にどこにあるか所在地住所、又地図で表示して下さい 小生76才で1日9000歩以上散歩しており可能な限り気温の低い時間帯を選択しておりますが、30度ある気温が朝からある日もありますので。</p> <p>尚、温暖化対策を国方針で地方自治体を展開しておりますが、松阪市としての具体的方針をおしえて下さい。市民一人ひとりとしての行動方針も併せてお願いします</p>	<p>近年、地球温暖化の影響で気候変動がおきており、日本国内においても暑い夏が続いております。猛暑日が続くことで、熱中症の危険性が増すこともあるため、熱中症対策が重要になってきます。</p> <p>熱中症による死亡者数・救急搬送人員が高い水準で推移していることもあり、令和6年4月1日に「改正気候変動適応法」が施行され、「政府熱中症対策実行計画」や、熱中症の危険が高い場合に国民に注意を促す「熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート)」の法定化、特別警戒アラートの発表期間中における暑熱から避難するための施設の開放措置等の仕組みの創設がされました。</p> <p>松阪市においても、市役所、各地域振興局、松阪図書館をクーリングシェルターに指定しましたので、警戒アラートが発表された際には、指定した各施設の開設時間に活用していただけます。</p> <p>熱中症特別警戒情報は、気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合に発表されます。基準は、都道府県内において、全ての暑さ指数情報提供地点における翌日の日最高暑さ指数が35に達すると予測される場合です。</p> <p>指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)は、適当な冷房設備を有する一定規模の施設で、施設の規模によって受入可能人数が異なります。</p> <p>なお、令和6年度は、令和6年4月24日から令和6年10月23日の期間中に熱中症特別警戒アラートが発表された場合に開設されます。</p>	<p>環境課 電話:53-4425</p>